

事前指導申出書形式審査要領

事契前指導申出書の形式審査は、以下の事前指導申出書形式審査要領に従って審査する。

受理及び事務進達に当たっては、別紙1届出書形式審査要領に準ずるものであるが、届出の場合とは異なり、「指導」による事務であるため、申出者に対し過重な負担を課することのないよう考慮すること。

表

区 分	確 認 内 容	備 考
1 事前指導の対象	<p>(1) 法第27条の4第1項(法第27条の7第1項)の届出を必要とする土地取引で、届出に先立ち土地を取得する者又は宅地を分譲する者が、土地の利用及び価格について教示の要請をする場合であること。</p> <p>(2) 下記の基準を満たす土地取引であること。                      ア 20,000㎡以上の一団の土地の利用目的を変更する場合                      イ 100区画以上の一団の宅地分譲(別荘分譲については50区画以上)をする場合。</p>	<p>* ア・イの基準以下のものであっても、必要であれば指導申出を妨げるものではない。                      * 確認の対象となる区画については、確認申請書の提出を指導する。</p>
2 必要書類	<p>(1) 様式第34号による「事前指導申出書(別紙明細書)」                      正 本 1部(本庁)                      副 本 1部(申出書を受理した課)</p> <p>(2) 添付図書                      事前届出の添付図書に準ずるが、審査に必要と思われる書類は添付を指導すること。                      別表2「提出書類一覧表」を参照すること。</p>	<p>土地取得の場合...様式第34号(その1)                      宅地分譲の場合...様式第34号(その2)</p>
3 記載内容の審査	<p>記載内容は「土地売買等届出書の記載内容の審査」を参照して審査すること。</p> <p>(1) 土地取得の場合の別紙明細書は、土地の地番ごとに記載すること。                      (2) 宅地分譲の場合は、確認申請書の別紙明細書の記載要領に準ずること。</p>	

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。